

仕 様 書

1 業務名

令和5年度観光イベント等経済効果調査業務（さっぽろホワイトイルミネーション、ミュンヘン・クリスマス市）

2 業務の目的

「2023 さっぽろホワイトイルミネーション（第43回）」及び「2023 ミュンヘン・クリスマス市 in Sapporo（第22回）」（以下、イベントとする）について、今後の施策検討の参考とするため、イベント実施により本市経済にどの程度の効果があるかを調査・把握する。

3 調査対象

- (1) 来場者区分：①札幌市民
②札幌市以外に居住する道内客（以下、道内客とする）
③北海道以外に居住する国内客（以下、国内客とする）
④外国人観光客
- (2) イベント期間：令和5年11月22日（水）～12月25日（月）
（16時半～22時、12月23～25日のみ24時まで）
- (3) イベント会場：大通会場（大通西1丁目～西6丁目）
※大通会場以外の会場は調査対象外とする。

4 調査内容

(1) 来場者数推計調査

イベント来場者数を推計するため、イベント会場のうち、①大通西1丁目、②3丁目、③5丁目において通行量調査を行う。

ア 調査日

調査日は、上記イベント期間中の①平日（月曜日から木曜日までのいずれか1日）、②休前日、③土曜日、④日曜日・祝日、⑤特異日（12月24日）の各分類において1日ずつ実施する（合計5日間を調査）。

イ 調査実施の詳細については、発注者と協議の上、決定する。

※2丁目（ミュンヘン・クリスマス市会場）については、別途実行委員会により計測があるため不要

(2) 来場者消費額等に関する調査

イベント会場のうち、①大通西1丁目、②2丁目（ミュンヘン・クリスマス市会場）、③3丁目、④5丁目において、来場者の一人あたり市内消費額等を把握するためのアンケート調査を実施する。

ア 調査方法

イベント会場において、「どこから来たか（居住地）」を問う簡易的な聴き取り調査を無作為に行い、来場者属性の内訳（市民、道内客、国内客、外国人観光客）を推計すること。その際、アンケート協力の了解が得られたら、後述の調査票を提示すること。

イ アンケート媒体

非接触やペーパーレスの観点から、WEB上のアンケート回答専用サイトにアクセスするQRコードを提示し、その場でインターネット経由での回答を依頼することを基本とし、アンケート用紙での回答を希望する者にはアンケート用紙を交付することとする。

ウ 調査項目

来場者の属性（居住地など）、観光行動、札幌市内における消費額（交通費、宿泊費、飲食費等）とし、日本語、英語、中国語（簡体字、繁体字）、韓国語、タイ語の6言語で用意する。

調査項目の設定にあたっては、下記の「平成29年度札幌市観光イベント経済効果調査（第69回さっぽろ雪まつり）（札幌市）」、「第5回札幌市観光産業経済効果調査（札幌市）」、「旅行・観光産業の経済効果に関する調査研究（国土交通省観光庁）」を参照し、経済効果分析に必要な調査項目を設定すること。

エ サンプル数

合計1,000程度（市民、道内客、国内客、外国人観光客のそれぞれのサンプル数については、委託者と協議のうえ決定する）とする。

本調査は外国人も対象とするものであることから、外国語対応が可能な調査員を派遣するなど、サンプルが日本人に偏ることがないように工夫すること。

天候不良時は来場者数が大幅に減少する傾向があるので、サンプル数を確保するために調査の予備日を設け、不測な事態にも対応できるようにすること。

オ 調査日

イベント期間中の平日、休前日、土曜日、日曜・祝日、特異日（クリスマス時期）を含めて設定する。

カ 調査実施の詳細については、発注者と協議の上、決定する。

(3) イベント来場者による市内消費額の推計

上記(1)の来場者数推計調査の結果を活用し、区分別来場者数を推計する。

また、上記(2)の来場者消費額等調査の結果をもとに、来場者区分ごとに一人あたり市内消費額（単価）を推計し、併せてイベント来場者による市内総消費額を推計する。

また、大通西2丁目（ミュンヘン・クリスマス市会場）のみを対象とした推計も行うこと。

(4) 来場者による経済効果の分析

上記(3)で推計した来場者による市内総消費額と札幌市産業連関表を活用し、経済波及効果を推計し、イベントが市内にもたらす経済効果を分析する。また、経済効果の分析にあたっては、下記の「平成 29 年度札幌市観光イベント経済効果調査（第 69 回さっぽろ雪まつり）（札幌市）」「第 5 回札幌市観光産業経済効果調査（札幌市）」、「旅行・観光産業の経済効果に関する調査研究（国土交通省観光庁）」を参照し、それに準拠した方法で、経済効果の分析を行うこと。

また、大通西 2 丁目（ミュンヘン・クリスマス市会場）のみを対象とした分析も行うこと。

【参考：調査票や分析の参考となる調査】

平成 29 年度札幌市観光イベント経済効果調査（第 69 回さっぽろ雪まつり）（札幌市）

<https://www.city.sapporo.jp/keizai/kanko/program/documents/yukimaturi.pdf>

第 5 回札幌市観光産業経済効果調査（札幌市）

<https://www.city.sapporo.jp/keizai/kanko/program/documents/01houkokusyo.pdf>

旅行・観光産業の経済効果に関する調査研究（国土交通省観光庁）

<https://www.mlit.go.jp/common/001415552.pdf>

【参考：過去の類似調査】

札幌市夜景観光経済効果調査（札幌市）

<https://www.city.sapporo.jp/keizai/kanko/program/documents/30keizaikouka.pdf>

平成 29 年度札幌市観光イベント経済効果調査（ミュンヘン・クリスマス市）（札幌市）

<https://www.city.sapporo.jp/keizai/kanko/program/documents/christmas.pdf>

5 報告書の作成

集計結果を元に、観光客の現状把握や今後の観光施策検討に有益な情報を得るため、特徴や傾向などを分析し、報告書としてまとめること。また、報告書は、グラフや図などを使って、わかりやすさを確保するように心がけること。

なお、令和 6 年 1 月 31 日（水）までに中間報告書を提出すること。

6 成果品

(1) 報告書 15 部（A4 版）

(2) 報告書の電子データ PDF 形式（ホームページに掲載するため可能な限りデータサイズを軽量化する）及び Microsoft Word 形式（文書）及び Excel 形式（表、グラフ、図等）

(3) アンケート結果の集計表及びクロス集計表 Microsoft Excel 形式

(4) アンケート回答データ Microsoft Excel 形式または CSV 形式

7 業務履行期間

契約締結の日から令和 6 年 3 月 29 日（金）まで

8 著作権

- (1) 受託者は、委託者に対し成果物（以下「本著作権物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、成果物に関する著作人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (3) 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。
- (4) 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

9 留意事項

(1) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知り得た秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。

また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等に当たっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、委託者の指示に従うこと。受託者は、委託者より廃棄の指示を受けた時は、速やかに個別調査票及び集計結果データの内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、委託者へ報告すること。

(2) 個人情報の取扱い

受託者は、本業務に関連した個人情報の取扱いについては、本市「事業者が保有する個人情報の保護に関する指針」及び契約約款に基づき、適切な措置を講ずること。

(3) 疑義の解消等

業務の実施に当たって必要な事項のうち、本書で明記の無い点または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず本市業務担当者とは協議し承認を得ること。

(4) 成果物に係る留意事項

本業務成果物については、意味不明、不完全または曖昧な表現の記述をしないように留意し、専門的または特殊な法律・技術用語については用語解説または注釈を付記すること。

また、成果物の納入後、本市において実施する成果物検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なる又は不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を精査し、当該個所の修正又は追加を行うこと。

また、委託者は、本業務の報告書等の成果物の一部または全部をホームページに掲載することができるものとする。受託者は、この点を念頭に置いて成果物を作成すること。

(5) その他

仕様の一部又は全部に変更等があった場合には、仕様変更部分や影響範囲について委託者と受託者間で協議し、変更部分の文書、ドキュメントの整備を行うほか、必要に応じて再度の見積もりを行うこととする。

10 環境への配慮について

本業務では、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 本業務の履行においては、札幌市グリーン購入ガイドラインに示された判断の基準を満たすこと。
- (6) 業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関連について自覚を持つような研修を行うこと。